

## 船橋市教育委員会会議 9月定例会会議録

1. 日 時 令和2年9月17日(木)  
開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 2時59分
  
2. 場 所 教育委員室
  
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化  
委 員 鎌 田 元 弘  
委 員 佐 藤 秀 樹  
委 員 鳥 海 正 明  
委 員 小 島 千 鶴
  
4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生  
管理部長 大 竹 陽 一 郎  
学校教育部長 磯 野 護  
生涯学習部長 三 澤 史 子  
教育総務課長 齋 藤 太 郎  
指導課長 大 野 等  
学務課長 日 高 祐 一 郎  
総合教育センター所長 小 林 英 俊  
社会教育課長 牟 田 重 実  
郷土資料館長 栗 原 薫 子
  
5. 議 題
  - 第1 前回会議録の承認
  - 第2 議決事項
    - 議案第47号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
    - 議案第48号 令和2年度船橋市教育功労表彰について
    - 議案第49号 船橋市博物館協議会委員の委嘱について
  - 第3 臨時代理報告
    - 報告第7号 新型コロナウイルス感染症対策に係る市立学校の臨時休業に伴う市立学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の再変更について

#### 第4 報告事項

- (1) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (2) 「船橋市いじめ防止基本方針」策定及び「いじめ防止関係組織」設置条例について
- (3) 令和3年船橋市成人式について
- (4) 令和2年度夏季研修会報告
- (5) 令和2年度飛ノ台史跡公園博物館閉館20周年記念巡回展「かわる生活様式！？－船橋の縄文時代早期－」
- (6) 船橋市立塚田南小学校の開校時児童数について
- (7) いじめ防止対策推進法第28条に係る調査について
- (8) その他

#### 6. 議事の内容

##### 【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議9月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

8月4日に開催しました船橋教育委員会会議臨時会及び8月19日に開催しました教育委員会会議8月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

##### 【各委員】

異議なし。

##### 【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第48号及び議案第49号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、報告事項(6)については同規則第12条第1項第4号に、報告事項(7)については同規則第12条第1項第3号にそれぞれ該当しますので、非公開としたいと思います。

また、議案第48号、報告事項(6)、報告事項(7)につきましては、関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(8)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

##### 【各委員】

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第47号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

それでは、お手元の資料1ページの議案第47号、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてをご説明いたします。

今回の改正は、大きく分けると2つの理由がございます。1つ目は、令和3年4月に開校予定の塚田南小学校の通学区域に関するものです。2つ目は、高根台第三小学校の通学区域です。住居表示の新たな付番に伴う規定の整備を行うものでございます。

塚田南小学校の通学区域に関するものからご説明いたします。

塚田南小学校の通学区域については、令和元年3月定例会にて規則改正を議決いただき、令和3年4月1日施行、つまり、開校に合わせて通学区域が変更になりますが、一部開発地域内に新たに住居表示が付番され、規則を改正する必要が生じました。

塚田南小学校の通学区域のうち、大規模開発地域は、住居表示として行田1丁目50番が付番されていますが、同じ開発の一部であり、新たに建設された賃貸アパート4棟については、住居表示は行田1丁目45番の中にそれぞれ5号、8号、11号、15号と表示されることとなり、それらの4棟については、一帯の開発の一部として塚田南小学校の通学区域に加えることとなることから、塚田小学校の通学区域から行田1丁目45番5号、8号、11号、15号を除く規則改正を行い、塚田南小学校の通学区域に加える規則改正を行うものです。

次に、高根台第三小学校の通学区域についてですが、高根台4丁目22番の中に新たな建物が建ち、学区表にない号表示が新たに付番されましたので、通学区域規則を改正して、その号表示を規則に盛り込む必要が生じました。新規に住居表示が付番されたことに伴う改正でございますので、通学区域の線引き自体を変更するものではないことを申し添えます。

以上の通学区域の追加設定、または削除については、学区審議会に令和2年8月21日に諮問しておりますが、同日付で事務局原案のとおり答申をいただいております。

以上、議案についての説明のほう終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【教育長】**

ただいま説明ありましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第47号、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第47号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号について、郷土資料館、説明願います。

議案第49号「船橋市博物館協議会委員の委嘱について」は、郷土資料館長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【教育長】**

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第7号について、指導課、報告願います。

**【指導課長】**

それでは、報告第7号、新型コロナウイルス感染症対策に係る市立学校の臨時休業に伴う市立学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の再変更について、ご説明申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

6月の教育委員会会議でも、夏季休業期間等の取扱いの変更を報告させていただきましたが、再度の変更になります。

前回の報告では、9月、10月の隔週土曜日を授業日に変更するとしていましたが、資料にありますとおり、令和2年10月3日、10月17日、10月31日の土曜日を授業日に変更していましたが、休業日に再変更することといたしました。

変更の理由といたしましては、大きく2点ございます。

1点目は、今後、市内全校一斉に長期間にわたる臨時休業措置を講ずる可能性が低く、文部科学省の通知に従って教育活動を勧めれば、学習の遅れが生じることはない判断されること、2点目は、仮に臨時休業措置を講じた場合でも、学習の保障が最も必要とされます中学校3年生、小学校6年生に関しましては、オンライン授業を実施することとさせていただきます。

本案は、8月19日の教育委員会会議後の新型コロナウイルス対応状況報告の場で、学校教育部長から報告させていただいた案を、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第

1項の規定に基づき、教育長の臨時代理による決を得たものであることを申し添えます。  
以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

#### 【教育総務課長】

それでは、（1）金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について、資料は本冊の7ページをご覧ください。

第2回船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会の開催結果について、ご報告いたします。

開催日時、場所は、記載のとおり8月24日月曜日、金杉台中学校の視聴覚室を会場に開催し、当日の出席者は16名でございました。

3、内容についてでございます。

まず、（1）進学先に関するアンケートの集計結果について、8月の教育委員会会議でもご報告した、保護者向けのアンケートの集計結果についてご説明いたしました。

主な説明内容といたしましては、統合までの間の入学等対応策案へは、約9割がよいと回答を得たこと、また、金杉台中学校への進学希望者は現時点で少数だが、検討中の者や未提出者もいること、そして、自由記述には、転校・統合後のフォローについての不安が複数寄せられたことについて、ご説明しました。

また、今後の対応といたしましては、本アンケート結果を公表すること、入学者が少ない、またはいない状況も起こり得るため、子どもたちの教育に支障のないよう検討すること、10月中旬に指定校が、金杉台中学校の6年生を対象に、通学指定校変更に関する意向調査と選択地域の調査、同時に実施すること、転校時の学校生活への配慮や統合後のフォローについて、関係各課で整理し、統合準備会でも検討することをご説明いたしました。

次に、（2）統合までの間の入学等対応策については、アンケートの自由記述欄に寄せられたご意見等を踏まえ、一部修正した内容を説明いたしました。具体的には、入学する中学校について、案の段階では、金杉台中学校に入学する生徒は、令和5年4月の統合時に、御滝中学校への一斉転校を原則といたしますが、兄弟や部活動の理由に加え、統合時の転校を望まない児童についても、通学指定校変更により御滝中学校への入学を認めることとしておりました。

この件に関しまして、アンケートの自由記述に寄せられたご意見を踏まえ、通学指定

校変更の理由のうち、部活動での理由を、統合時に転校することを望まない理由に含めることで、手続の負担を軽減する修正を行いました。このほか、制服、学用品などについて、及び統合に向けた生徒の交流については、案の段階から変更点はございません。

なお、統合準備会では、この統合までの間の入学等対応策に関し、特に異議などございませんでした。よって、資料9ページのとおり、対応策を決定いたしております。

続きまして、1枚戻っていただき、8ページをご覧ください。

(3) 各学校・学校間での検討事項について、今年度中に整理しておくべき事項として、主に教育課程に関する事項についてご説明しました。令和3年度以降支障のないように進めていくことを確認しております。

続きまして、(4) 意見等についてでございます。

出席した3校の校長先生からは、統合することを在校生に伝えていく必要性や時期、説明内容について、ご意見がございました。具体的には、御滝中学校の校長先生からは、アンケートの自由記述に御滝中学校の様子を不安視するものがあったが、現在の御滝中学校は、大変素直で真面目な子どもたちが精いっぱい学校生活を送っていて落ち着いている、心配なことが出てくるとは思うが、何かあれば相談していただき、学校としてできることはしっかりと対応するとのご意見や、金杉台中学校の校長先生からは、極端に言うと、金杉台中学校に入学してこないということも考えられる、うまい具合に知恵を出し合って進められればいいとのご意見、御滝中学校のPTAからも、PTA本部としては、それぞれ子どもの通っている出身小学校の各学区の中から代表を募っている、その地域の特性的なものなど、保護者から聞いたお話を本部から学校へお伝えし、子どもと生徒との橋渡しという形で、学校の中を取りまとめていく、学校に通うまでの不安など、令和5年に向けてPTAとしても伝えながら活動していきたいとのご意見をいただきました。

このようなことから、第2回の統合準備会では、令和5年の統合に向けて、子どもたちやその保護者が安心して学生生活を送れるよう、それぞれの立場から準備を進めていくことを、共有することができたと考えております。また、子どもたちへの説明については、教育委員会と各学校で相談しながら、丁寧に対応してまいります。

最後に、次回の第3回統合準備会の開催は、11月下旬頃を予定しております。

なお、今後の予定ですが、金杉台中学校の統合に関わる保護者説明会を、来月10月4日の日曜日に金杉台小学校で開催いたします。説明会では、アンケートの対象者である金杉台中学校の指定学区及び選択地域に居住する周辺6校の小学5、6年生の児童、保護者、約340人に対し、統合までの間の入学等対応策と進学先に関するアンケートの結果、今後のスケジュールについて説明するとともに、自由記述欄に寄せられた統合への不安やご意見について、教育委員会の考えをお示しし、不安の解消に向けた保護者説明会としたいと考えております。

なお、この保護者説明会の開催のご案内には、統合までの間の入学等対応策を載せる

とともに、進学先に関するアンケート集計結果報告の冊子も一緒に同封し配付することで、事前に周知を図りました。また、第2回統合準備会の内容を簡潔にまとめた、資料11ページの統合準備会たより第2号につきましては、関係する小・中学校8校の全校児童・生徒約3、400人に配付、周知いたしました。

ご報告は以上です。

#### 【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

また何かあったら、後からでもいいですので、言ってください。

続きまして、報告事項（2）について、指導課、報告願います。

指導課長。

#### 【指導課長】

「船橋市いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ防止関係組織」の設置について、報告させていただきます。

資料の13ページからをご覧ください。

まず、船橋市いじめ防止基本方針の策定についてです。

6月の教育委員会議でも報告させていただき、委員様からはいろいろな意見等をいただきました。船橋市及び教育委員会といたしまして、いじめ防止の対策を総合的、かつ、効果的に推進するために、現在、市のいじめ防止の指針となっていますいじめ防止対策推進提要を見直し、新たにいじめ防止対策推進法第12条に基づく船橋市いじめ防止基本方針を策定する準備をしております。

船橋市いじめ防止基本方針は、国、県のいじめ防止基本方針を参酌し、市民に向け、なるべく分かりやすい表現で、船橋市のいじめの防止に関する考え方、取組等が伝わるよう構成してあります。17ページにあります概要版と、19ページからの素案をご覧くださいまして、またお気づきの点がございましたら、ご意見等いただければと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、資料の36ページをご覧ください。

今後、10月に文教委員会の報告、11月にパブリックコメントの実施を経て、令和3年3月の教育委員会会議に議案として提出させていただき、議決をもって4月からの施行とする予定になります。

続きまして、いじめ防止関係組織の設置について、報告させていただきます。

14ページと15ページをご覧ください。

2つのいじめ防止に関する組織を、条例によって設置することを考えております。

まずは14ページ、船橋市いじめ問題対策連絡協議会です。

これにつきましては、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図るために、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき設置いたします。年2回の開催を予定しており、委員構成は、資料に記載したとおりでございます。

続きまして、15ページの船橋市いじめ問題調査委員会です。

教育委員会は、先ほど説明した連絡協議会との連携の下に、いじめ防止対策を実効的に行うために、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として設置いたします。定例で2回の開催を予定しております。さらに、いじめ重大事態が発生し、調査の主体が教育委員会となったときには、この調査委員会が調査を行います。いじめの調査組織も兼ねることから、教育、法律、医療、心理等についての専門知識及び経験を有する方々に、委員になっていただくことを考えております。

今後のスケジュールにつきましては、2つの組織とも、現在人選を検討し、内諾に向け進めているところでございます。令和3年第1回定例議会での議決をもって、4月からの施行を予定しております。

なお、本件につきましては、市長部局であります法務課とも連携し、助言をいただきながら進めていることを申し添えます。

報告は以上でございます。

**【教育長】**

今、説明ありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

**【鳥海委員】**

いじめの定義が書いてありましたが、これは誰が考えたものなのでしょうか。

**【指導課長】**

文部科学省が考えた定義でございます。

**【鳥海委員】**

心理的または物理的な影響を与える行為ということで、かなり広い範囲を扱う文言かと思うんですが、いじめの手法に関して言えば、言語的、または非言語的なんかも入れるべきですね。

いじめや嫌がらせを、この定義に当てはまらない方法で行うと考えたら、例えば、不快を与えようとする相手のとっても大切なものを間接的に傷付けるという行為がこの定義からするといじめから外れてしまいますね。

子どももそういったことを様々な読み物とかテレビや映画で見るもの等々で影響されて、悪い意味で巧みになってきているということをまず踏まえて、それをカバーできる

定義にしないといけないなと思います。何も全部文部科学省に合わせる必要なんて全くないですし、全然違うことを言うてしまうのはいけないのかもしれませんが、文部科学省の文言ではカバーし切れないものをカバーできる、それぐらいの定義付けが出来てもいいのかなと思います。

**【指導課長】**

前回6月のところでもご意見としていただいたと思います。定義についてはこのままこのようにお示しさせていただければと考えております。

ただ、委員が今、おっしゃったことについては、実際十分考えられることではありますし、また、絶対いじめを許さないというところについては、いじめの未然防止という観点から、各学校とも学級指導とか道徳の授業とか、そういったところでは常日頃から取り組んでいるところであります。また、対応につきましても、この定義に基づいてということももちろん必要であるんですけども、やっぱり柔軟な対応をしていくということは、教育委員会といたしましても考えておりますので、今、委員のおっしゃったことも、参考にいたしまして策定に取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

**【鎌田委員】**

ちょっと関連して伺いたいんですが、同じ22ページの(2)いじめの判断と留意点、ここも大事だと思うんですけども、ここについても文科省の方からそれがいじめに当たるかどうかの留意点、基準のようなものって示されているのでしょうか。

**【指導課長】**

留意点につきましては、文科省から示されているものに、船橋市において起きた事案、起こりうる事案等を含めまして、留意点として示したところでございます。

**【鎌田委員】**

そうすると、例えば、鳥海委員がおっしゃったようなことも、経験則で、ここはいじめに該当する場合もあるよねという、その辺の判断基準が少し拡大していくということもあり得ると判断でいいのか。

**【指導課長】**

そのように考えております。

**【教育長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【佐藤委員】**

いじめ防止関係組織の中のいじめ問題対策連絡協議会なんですが、構成委員を見ると、ほとんど、学校・行政の組織以外が入っていない感じですけども、これには何か意味があるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

**【指導課長】**

連絡協議会の委員構成につきましては、既に設置している自治体もありますので、そういった市を参考にいたしまして、このような構成で考えているところであります。

**【佐藤委員】**

いじめに関して言えば、地域と連携するようなこともあるんじゃないかと思います。

地域の人たちとの連携ですとか、保護者も含めるということを見ると、構成委員には、そういう人たちが入ってきてもいいのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

**【指導課長】**

委員構成については、そういった意見も出てきているところでありますので、また検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

**【教育長】**

ほかに。

また読んでいただいて、気がついたことがあれば、ぜひ指導課に言っていただければと思いますので、お願いいたします。

続きまして、報告事項（3）について、社会教育課、報告願います。

**【社会教育課長】**

資料本冊37ページをご覧ください。

令和3年の成人式を船橋アリーナで開催するということにつきましては、委員の皆様には8月26日にメールにてお知らせさせていただきました。

例年、成人式は市民文化ホールにて3部制で開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当初オンライン配信のみによる方法や、市民文化ホールを会場とし、抽選で一部の方にのみ参加していただく方法、また開催回数を増やすなどの検討をいたしました。しかしながら、オンライン配信につきましては、新成人から実際

に会える場所を設けてほしいとの意見があったことや、市民文化ホールでの開催につきましては、建物前の広場でどうしても密が生じてしまうことなどの理由から、敷地が広く十分な座席間隔を確保できる船橋アリーナで開催することといたしました。

式典は、午前、午後の2部制とし、敷地内の密を避けるため、また、会場内の消毒時間を確保するため、午前の部と午後の部の間には十分な時間を確保いたします。より安全に、そして新成人に安心して参加してもらえるよう、感染防止対策につきましては十分に検討を重ねながら、現在準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

**【教育長】**

ということですが、何かご意見ご質問があればお願いいたします。

**【小島委員】**

アリーナでやるのは久しぶりのことだと思います。感染の対策はもちろんなんですけれども、交通の部分で、付近の渋滞ですとか、そういうところの配慮は、十分に検討していただいていたほうがいいのかと思います。

意見です。

**【社会教育課長】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

今年は二十歳のアピールもするんですか。

**【社会教育課長】**

現状であればできる状況ですので、する方向で考えております。

**【教育長】**

分かりました。

他によろしいですか。

**【佐藤委員】**

今何もできないようなコロナ禍の状況の中で成人式ができるということは本当にいいことだと思っています。ましてや、人生に1回しかない成人式を取りやめないでやれるということは、本当にいいことだと思います。よろしく申し上げます。

**【社会教育課長】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

ほかに、よろしいですか。

また気がついたことがあったらお願いします。

続きまして、報告事項（４）から報告事項（５）については、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思いますが、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（８）その他で、何か報告したいことがある方は、報告願います。

**【生涯学習部長】**

一昨日、新型コロナウイルスの対策本部の会議がございまして、そこで、市全体のことではあるんですが、生涯学習部の施設に影響のある決定がございましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

資料を用意してなくて、口頭になります。申し訳ございません。

公民館や文化ホールなどの社会教育施設につきましては、6月15日頃から利用はできていたんですけども、一部の、特に飛沫が飛ぶおそれがあった合唱ですとか詩吟ですとか、そういう発声を伴うもの、あるいは身体の接触を伴う柔道だとか社交ダンスだとか、そういった活動については、感染リスクがあるということで利用ができないというような形でございました。

そんな中で、公民館などでは、例えば、合唱であれば、マスクをしてハミング程度の練習でお願いするとか、ダンスであれば、組まない形でのシャドー練習ですとか、空手は型だけやっていたといたように工夫をしていただいていたんですけども、このたび、保健所のほうで、この間ずっとクラスターなどが公民館などで発生していないこと、利用する方も施設のほうもきちんとした対策ができていて、ある程度感染リスクの管理ができているというようなことを評価されたこと、あともう一つは、保健所の疫学的な調査の結果、マスクの効用というのが大変高いだろうということで、マスクの着用を徹底する中で、ある程度活動の制限については緩和をしていくということで、方向性が決まったところでございます。

そんな中で、公民館などにつきましては、10月1日から、飛沫を伴うような活動について前後左右2メートル距離を空けるですとか、マスクを着用するですとかとそういった条件が付いた上で、活動ができる形になりました。また、接触を伴うものにつきましても、中央競技団体が出しているガイドラインをきちんと守るという条件の中で、練

習ができる形に変わったところでございます。

また、文化ホールやきららにつきましては、9月1日から飛沫を伴う合唱や歌唱などについても利用ができる形に緩和されておりましたが、9月16日から、これと同じ緩和が船橋アリーナについても、ホール形式で使う場合について適用されたところでございます。

ですので、このままであれば、先ほどの成人式のところで教育長がご心配くださったんですけれども、二十歳のアピールの吹奏楽なども、きちんと距離をとってルールを守れば、今の状態であればできる道ができてきたというところでございます。

また、市の主催、共催事業につきましては、10月いっぱいには本当に重要な必要性の高いもの以外は中止ということで決まっていたんですけれども、11月1日からは、それぞれの必要性を所管の課のほうで精査をした上で、必要なものについては個々にガイドラインを策定して、きちんと守りながらやっていくということで、方向性が決まったところでございます。

以上でございます。

**【教育長】**

何か今の説明でご質問、ご意見ありましたら。

**【佐藤委員】**

公民館等の利用の人数制限というのは、どうなりますか。

**【生涯学習部長】**

これは、6月15日に公民館が再開されてからずっと同じなんですけれども、人と人との距離が1.5メートルなので、2.25平米に1人という、新しい計算方法で新たな定員を設けてやっております。これについては緩和されず、今までも、これからもそのとおりでやってまいります。

**【佐藤委員】**

分かりました。

**【教育長】**

ほかに、よろしいですか。

続きまして、議案第48号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外の職員退場)

**【教育長】**

それでは、議案第48号について、教育総務課、説明をお願いします。

議案第48号「令和2年度船橋市教育功労表彰について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【教育長】**

続きまして、報告事項（6）について、学務課、報告願います。

報告事項（6）「船橋市立塚田南小学校の開校時児童数について」は、学務課長から報告があった。

**【教育長】**

それでは、続きまして、報告事項（7）について、指導課、報告願います。

報告事項（7）「いじめ防止対策推進法第28条に係る調査について」は、指導課長から報告があった。

**【教育長】**

それでは、本日を予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議9月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時59分閉会

令和2年9月17日